

監査公表第12号（令和4年7月8日、県公報第313号登載）

総務部、企画・地域振興部及び商工部出先機関定期監査結果に基づく措置通知（令和3年度）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した総務部、企画・地域振興部及び商工部出先機関定期監査の結果（令和4年2月14日3監総第596号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年7月8日

| | |
|---------|------|
| 福岡県監査委員 | 藤山泰三 |
| 同 | 世利洋介 |
| 同 | 森行一 |
| 同 | 大島道人 |

4行経第721号
令和4年6月21日

福岡県監査委員 藤山泰三様
同 世利洋介様
同 森行一様
同 大橋克己様

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和4年2月14日3監総第596号の監査結果の報告に基づき、下記のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

| 対象機関名 | 監査の結果 | 講じた措置の内容 |
|---------------------|---|--|
| 総務部 東福岡県税 事務所 | 法人県民税について、税額算定の基礎数値を誤って入力し、納付されていた当該税を還付した。 | 還付した税について、速やかに返納手続きを行い、令和3年8月25日に返納されたことを確認し、税務システムへの入力処理を完了した。 所属長は、今回の誤りの原因となった納税証明書発行時の確定申告書の入力について、以下の取組を行うよう指示し、再発防止を図った。 ① 担当者と係長は、確定申告書と当該内容を入力した税務システム画面ハードコピーとの照合を行い、上司は照合結果を確認すること ② 確定申告書入力時のチェックポイントや誤りやすい項目について、職員向けマニュアルを作成して研修を行うこと ③ 内部統制に係る業務手順書に今回の誤りと再発防止策を記載し、注意喚起を行うこと また、税務課としては、事業税担当係長会議において、今回の事例を説明の上、各事務所においても同様の誤りが発生しないよう周知徹底を行った。 |